

呉市教育委員会議題
(令和6年3月22日定例会)

呉市教育委員会

令和6年3月22日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 報告第4号 寄附受納について
- 4 報告第5号 公共工事（教育部）の発注について（昭和西小学校外4校特別教室等空調電気設備工事）
- 5 報告第6号 公共工事（教育部）の発注について（音戸小学校外4校特別教室等空調電気設備工事）
- 6 報告第7号 呉市立美術館あり方検討委員会の中間報告について
- 7 教議第12号 呉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について
- 8 教議第13号 懲戒処分の指針等について
- 9 教議第14号 学校運営協議会の設置について
- 10 教議第15号 呉市教育委員会職名及び辞令式規則の一部を改正する規則の制定について
- 11 教議第16号 呉市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
- 12 教議第17号 呉市体験学習施設条例施行規則を廃止する規則の制定について
- 13 報告第8号 令和5年度教育費補正予算について
- 14 教議第18号 呉市文化財保護委員会委員の委嘱について
- 15 教議第19号 職員人事について



報告第4号

寄附受納について

学校施設課

吳市立横路小学校に対して、次のとおり寄附の申込みがあったので、これを受納した。

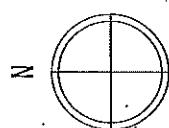
寄附申込者	名称	数量	評価額	受納年月日
横路小学校 P.T.A.	給食用テーブル	24台	792,000円	R6.2.22

公共工事（教育部）の発注について（報告）

学 校 施 設 課

工事事名	昭和西小学校外4校特別教室等空調電気設備工事		
工事場所	吳市燒山宮ヶ迫1丁目3番1号外		
工事概要	電灯設備、動力設備、受変電設備、構内配電線路、発生材処理 各一式		
完成期限	令和6年3月31日		
予定期価格	142,803,100円		
契約金額	142,450,000円		
契約の相手方	広島市中区河原町7番7-201号 株式会社 九電工 中國支社 支社長 吉井 大輔		
契約方法	一般競争入札（事後審査方式）		
契約年月日	令和6年2月28日		
参加業者数	1者		

昭和西小学校外 4 校特別教室等空調電気設備工事



(3) 昭和北中学校

(2) 昭和北小学校

(1) 昭和西小学校

(4) 昭和中学校

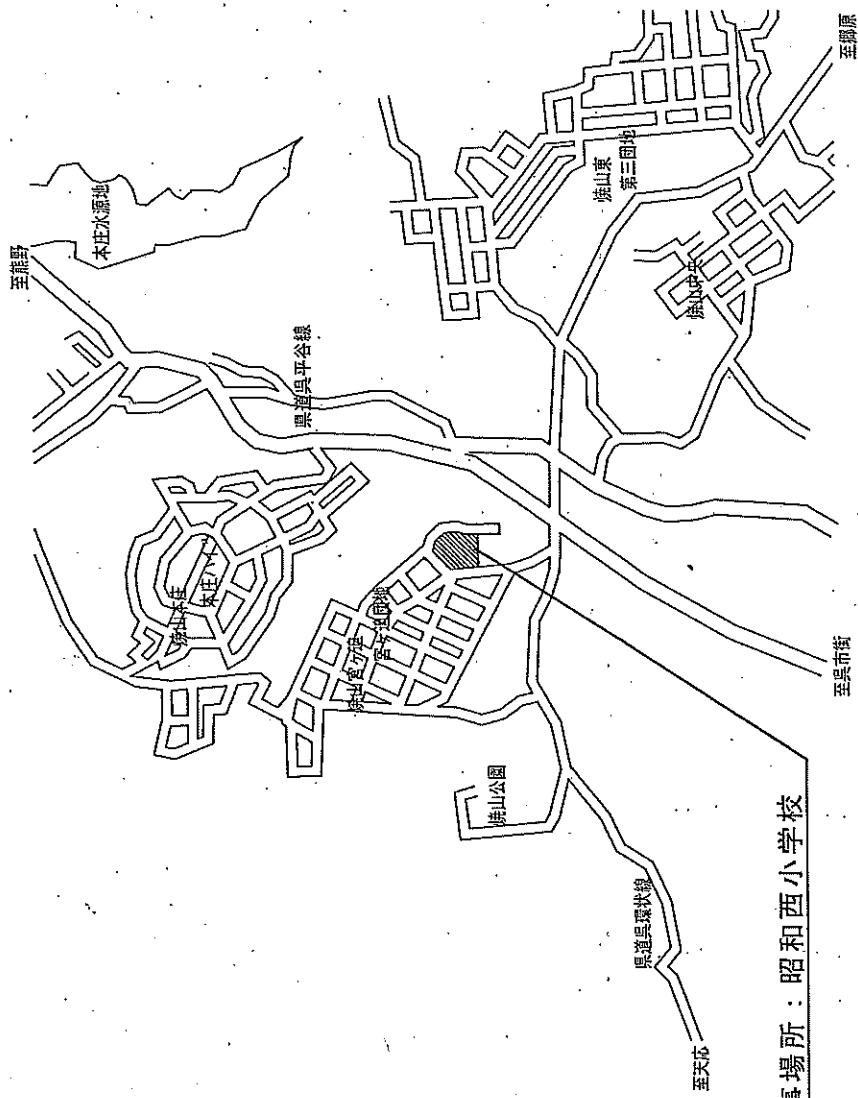
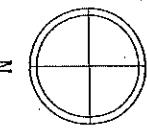
(5) 長迫小学校

位置図

1/250,000

昭和西小学校外 4 校特別教室等空調電氣設備工事

(1) 昭和西小学校



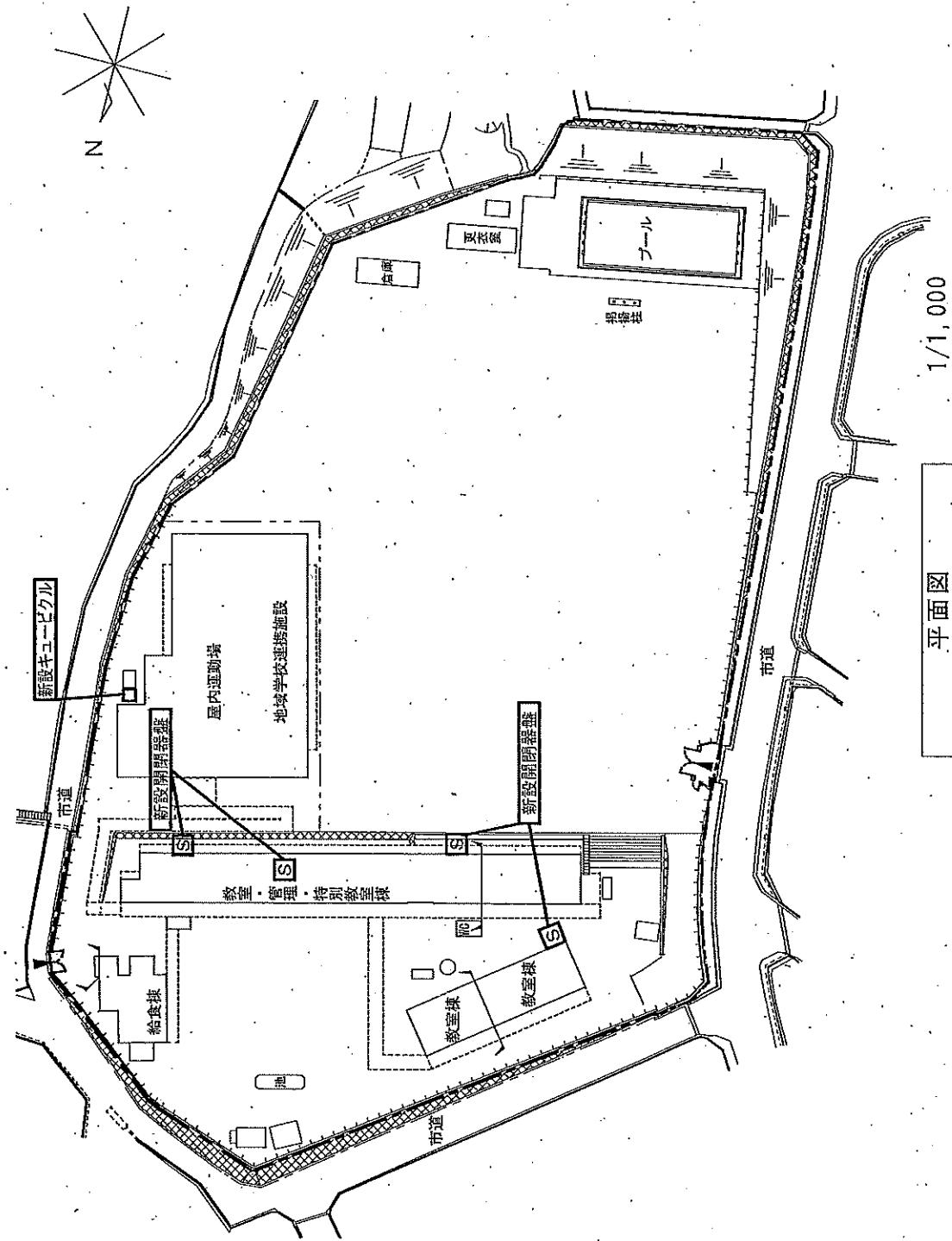
工事場所：昭和西小学校

付近見取図

1/20,000

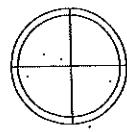
昭和西小学校外4棟特別教室等空調電氣設備工事

(1) 昭和西小学校

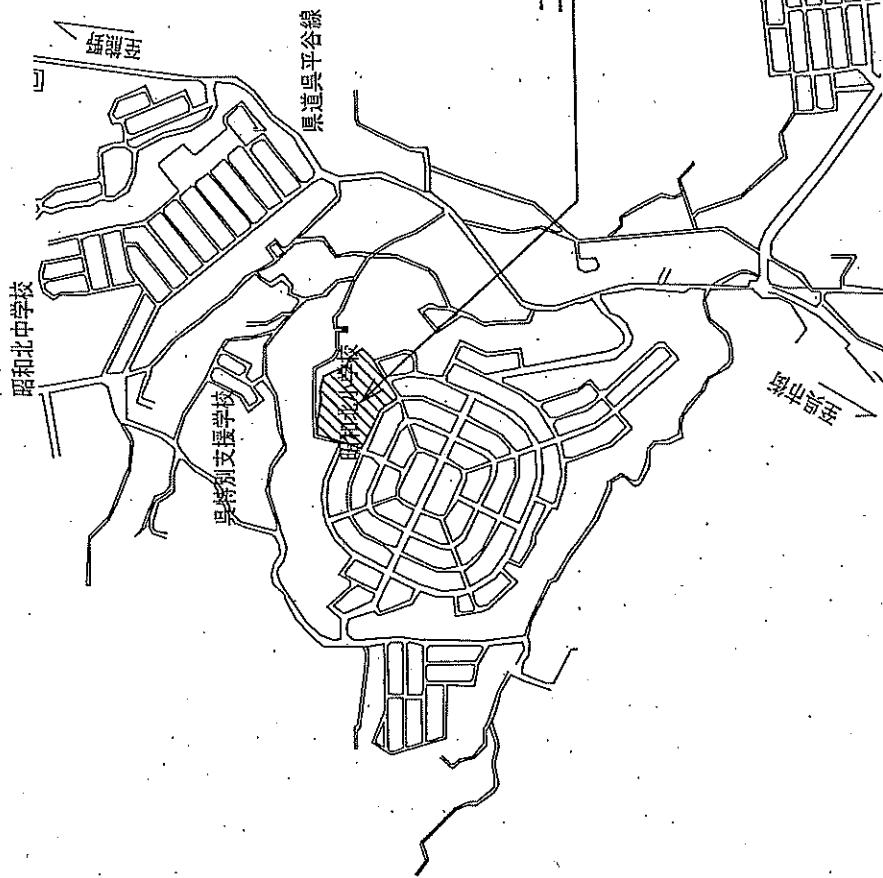


昭和西小学校外 4 校特別教室等空調電氣設備工事

(2) 昭和北小学校



N



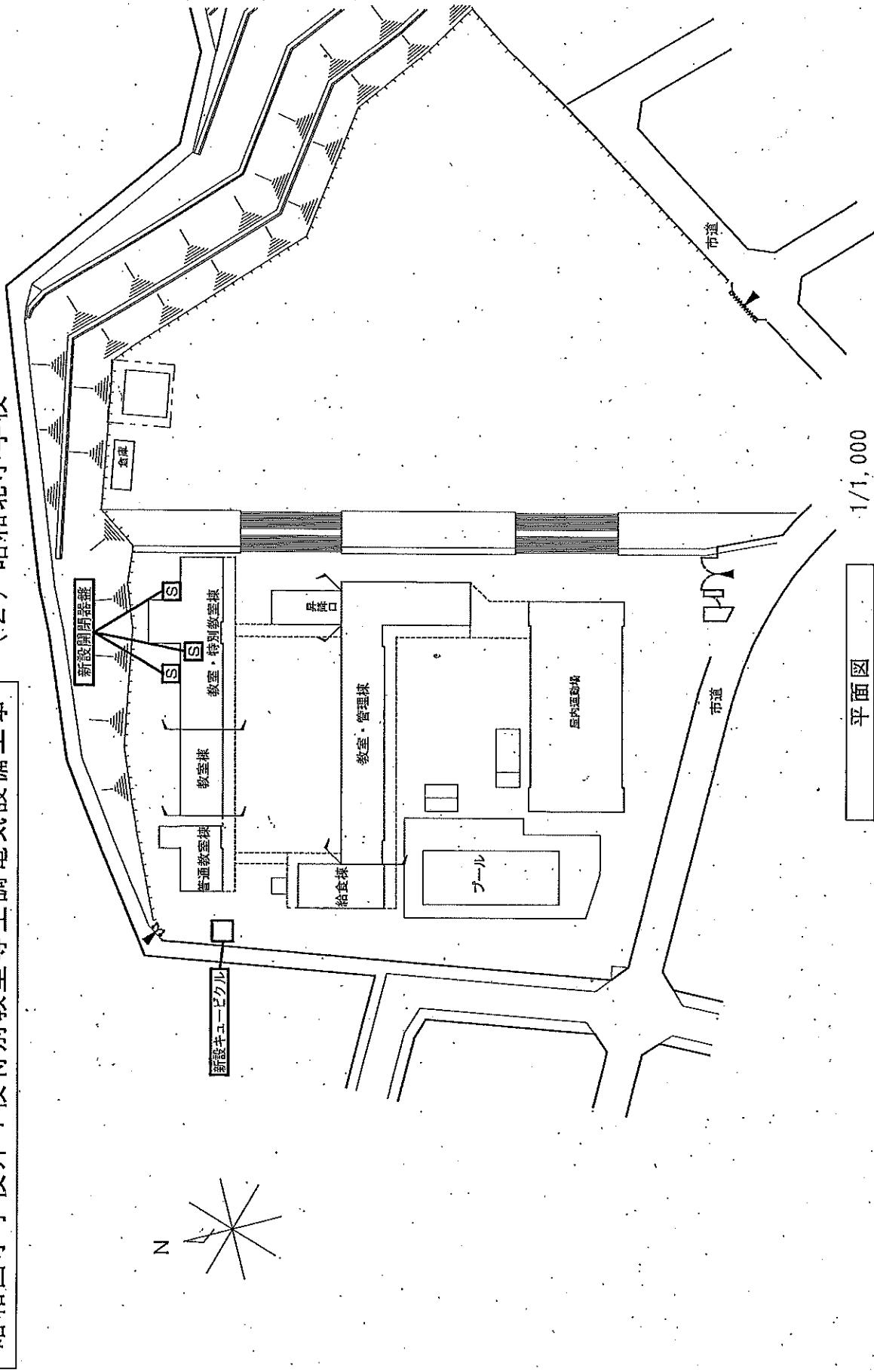
工事場所：昭和北小学校

付近見取図

1/12,500

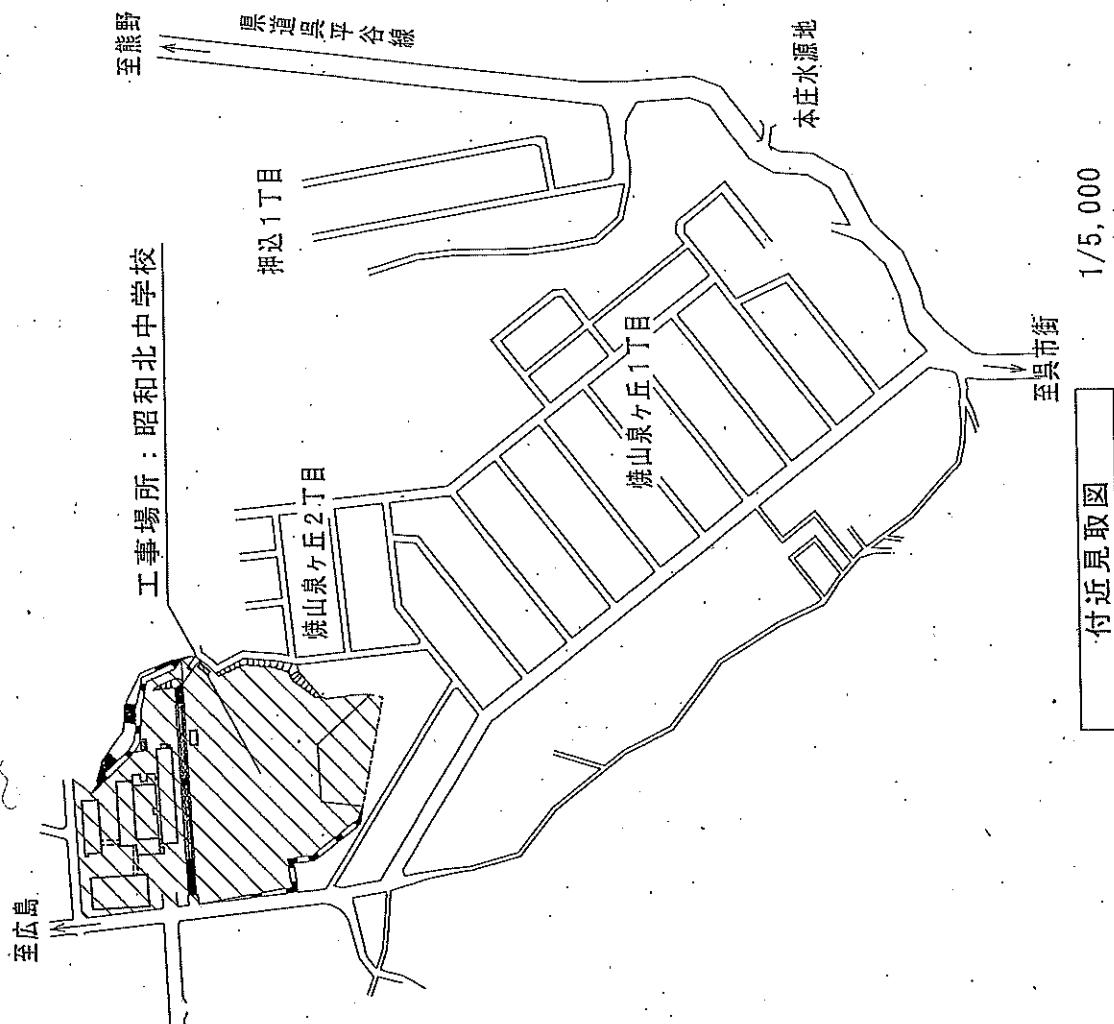
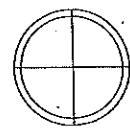
昭和西小学校外4校特別教室等空調電気設備工事

(2) 昭和北小学校



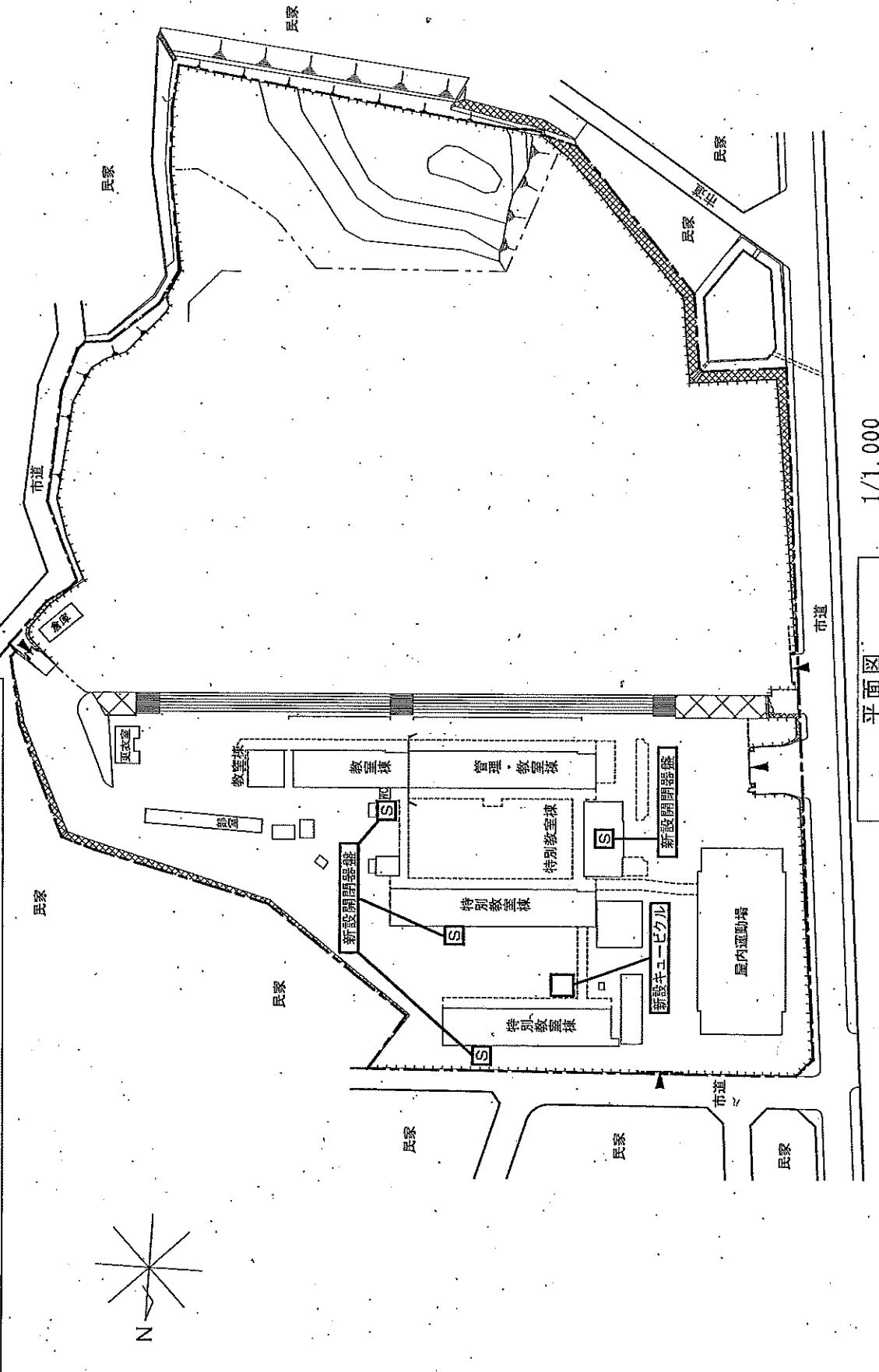
昭和西小学校外4校特別教室等空調電気設備工事

(3) 昭和北中学校



昭和西小学校外4校特別教室等空調電氣設備工事

(3) 昭和北中学校

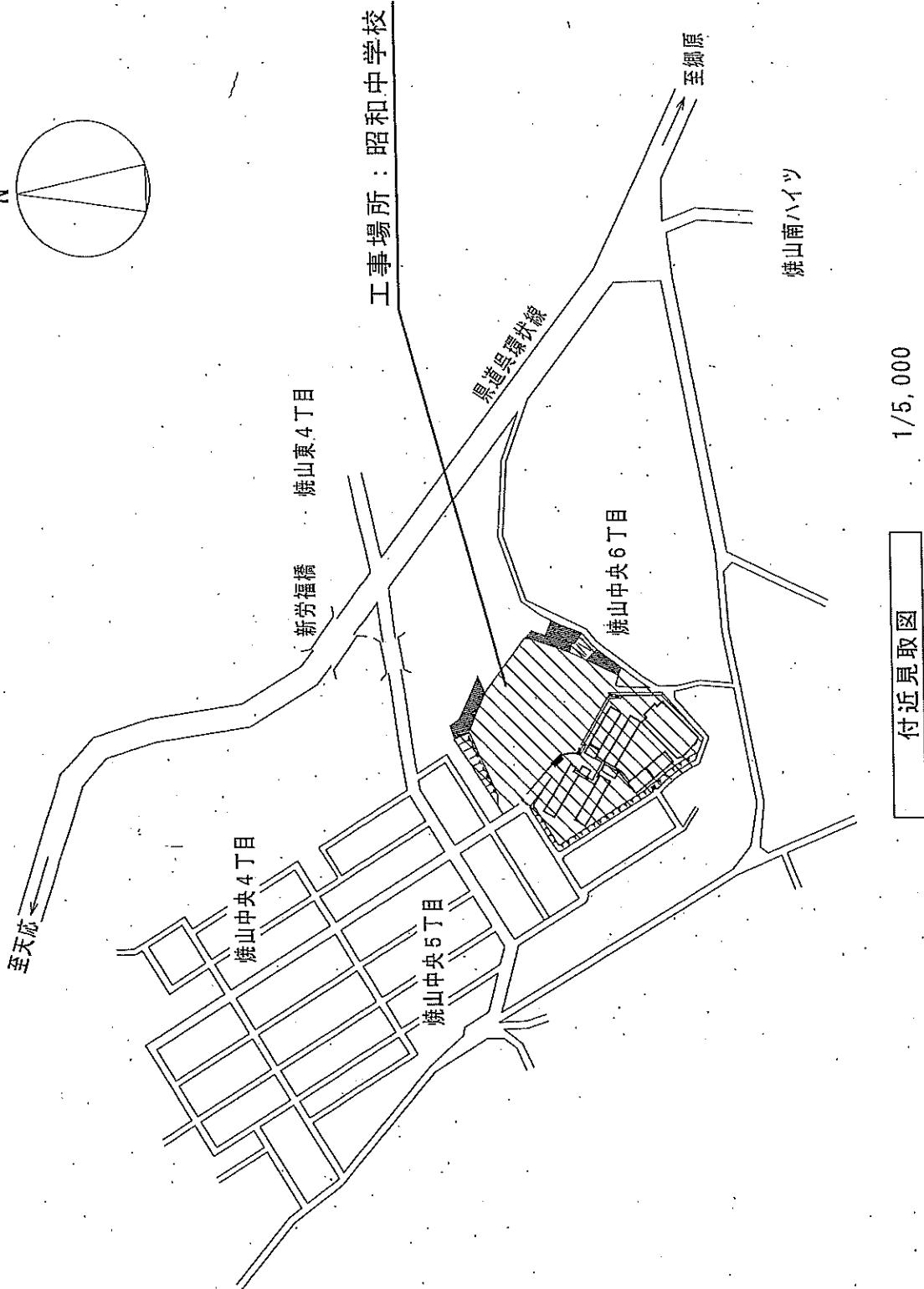
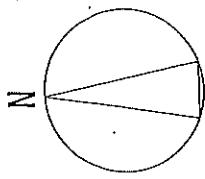


平面図

1/1,000

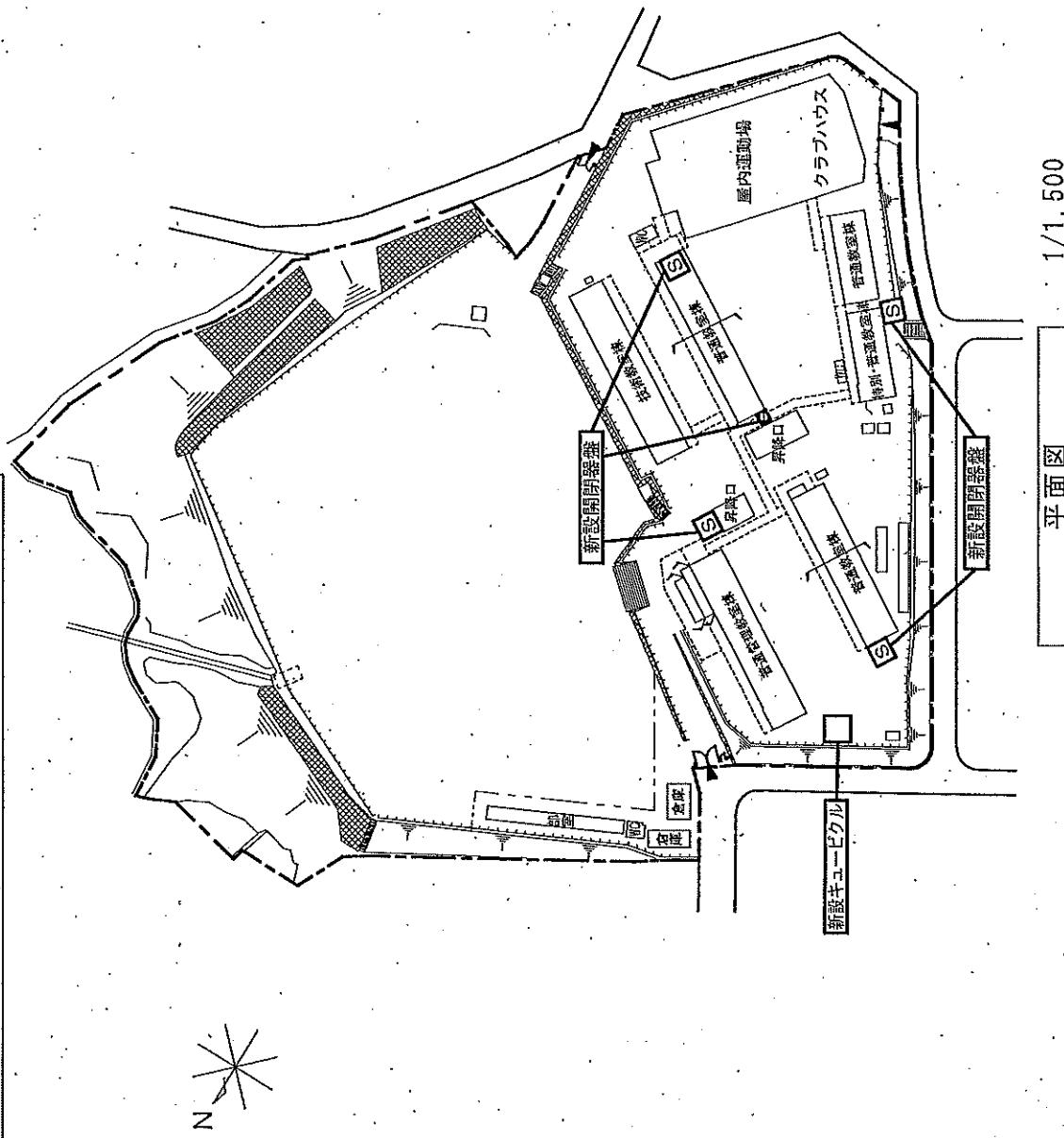
昭和西小学校外 4 校特別教室等空調電気設備工事

(4) 昭和中学校



昭和西小学校外 4 校特別教室等空調電氣設備工事

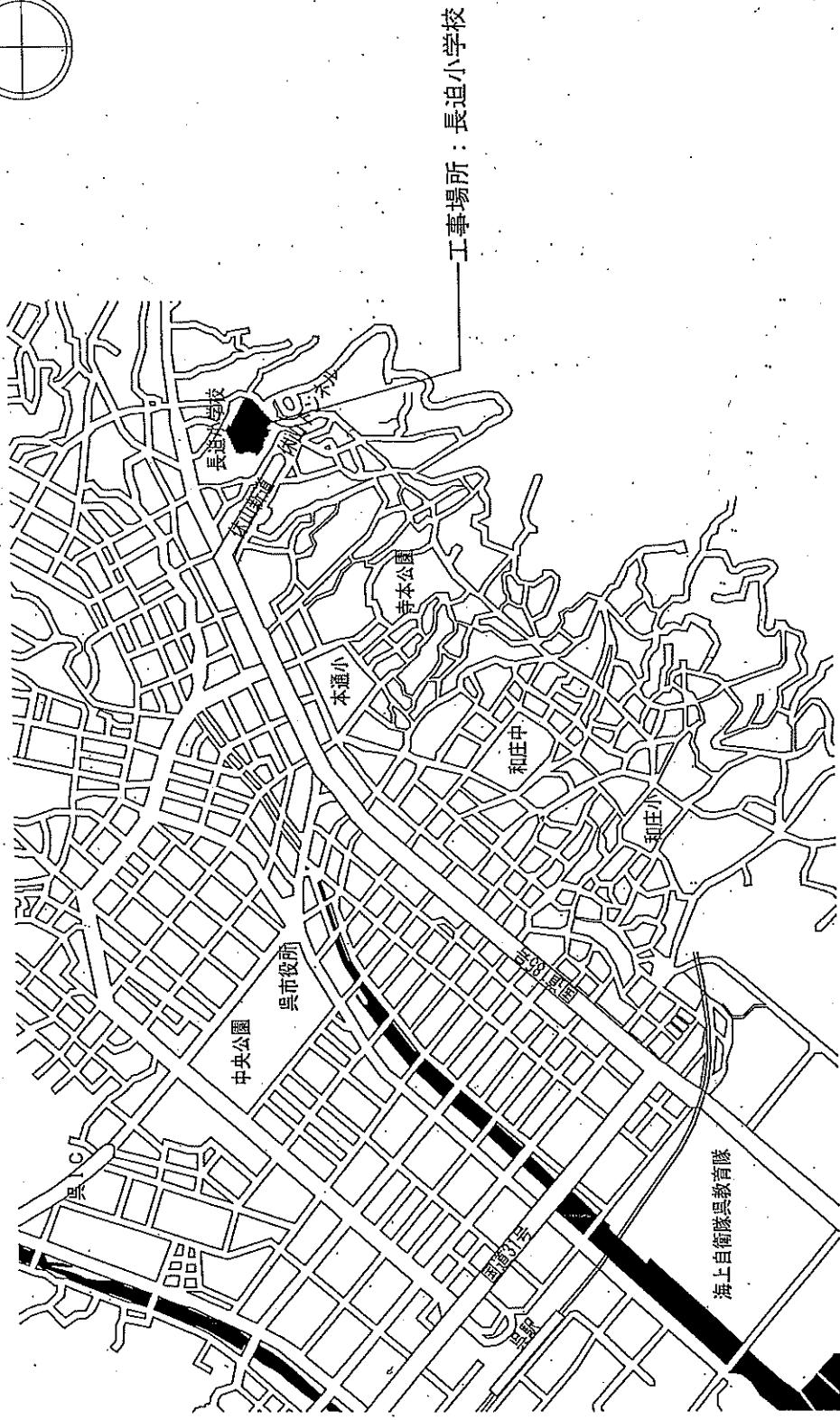
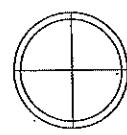
(4.) 昭和中学校



1/1, 500

昭和西小学校外 4 校特別教室等空調電氣設備工事

(5) 長迫小学校

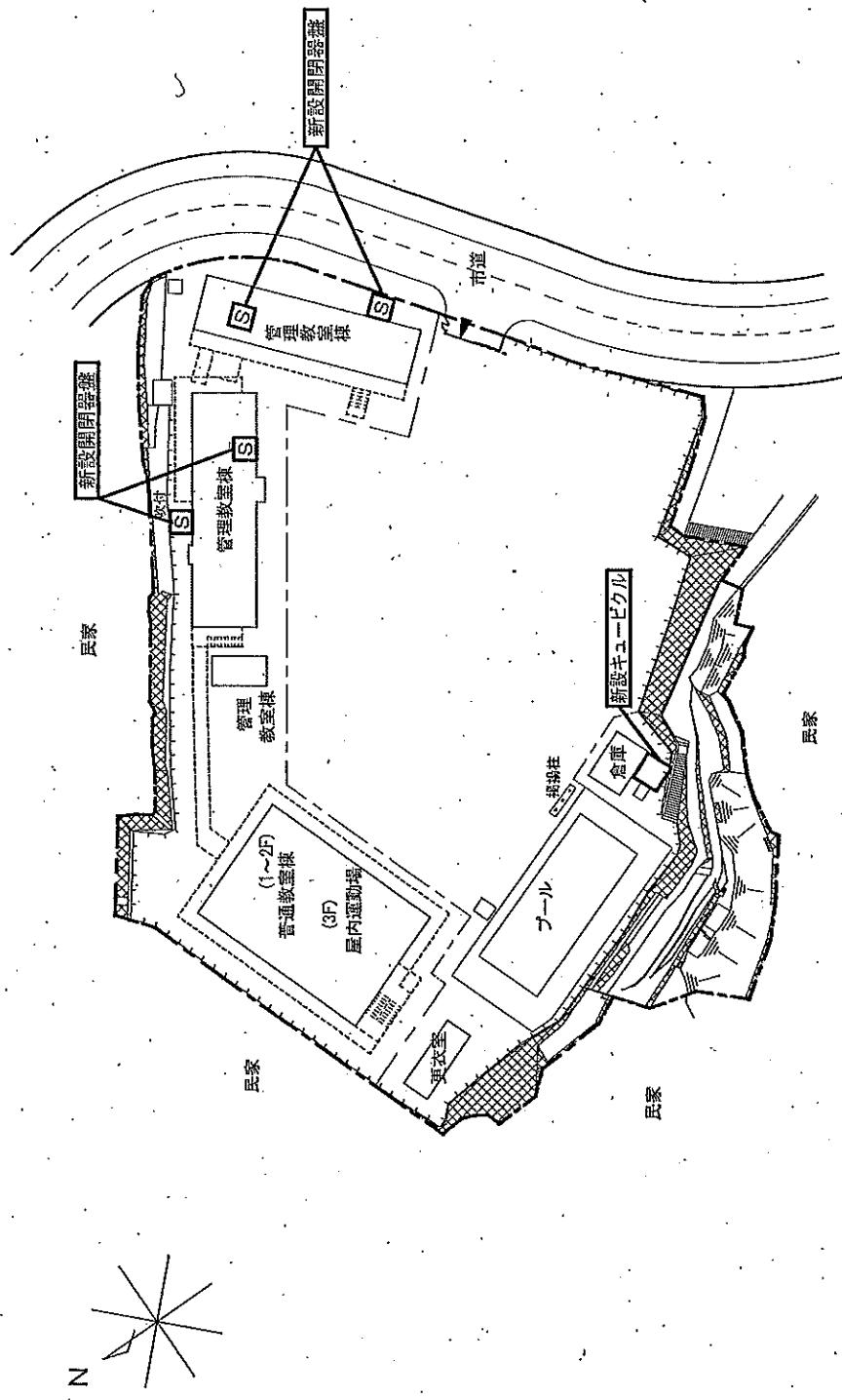


付近見取図

1/15,000

昭和西小学校外4校特別教室等空調電氣設備工事

(5) 長迫小学校



平面図 1/1,000

公共工事（教育部）の発注について（報告）

学 校 施 設 課

工 事 名	音戸小学校外4校特別教室等空調電気設備工事		
工 事 場 所	吳市音戸町南隱渡1丁目12番6号外		
工 事 概 要	動力設備、受変電設備、電灯設備、構内配電線路、発生材処理 各一式		
完 成 期 限	令和6年3月31日		
予 定 価 格	140,630,600円		
契 約 金 額	140,250,000円		
契約の相手方	広島市中区河原町7番7-201号 株式会社 九電工 中國支社 支社長 吉井 大輔		
契 約 方 法	一般競争入札（事後審査方式）		
契 約 年 月 日	令和6年2月28日		
参 加 業 者 数	1者		

音戸小学校外 4 校特別教室等空調電気設備工事

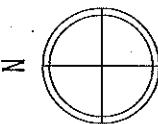
(4) 吉浦小学校

(3) 雨城小学校

(2) 本通小学校

(1) 音戸小学校

(5) 音戸中学校



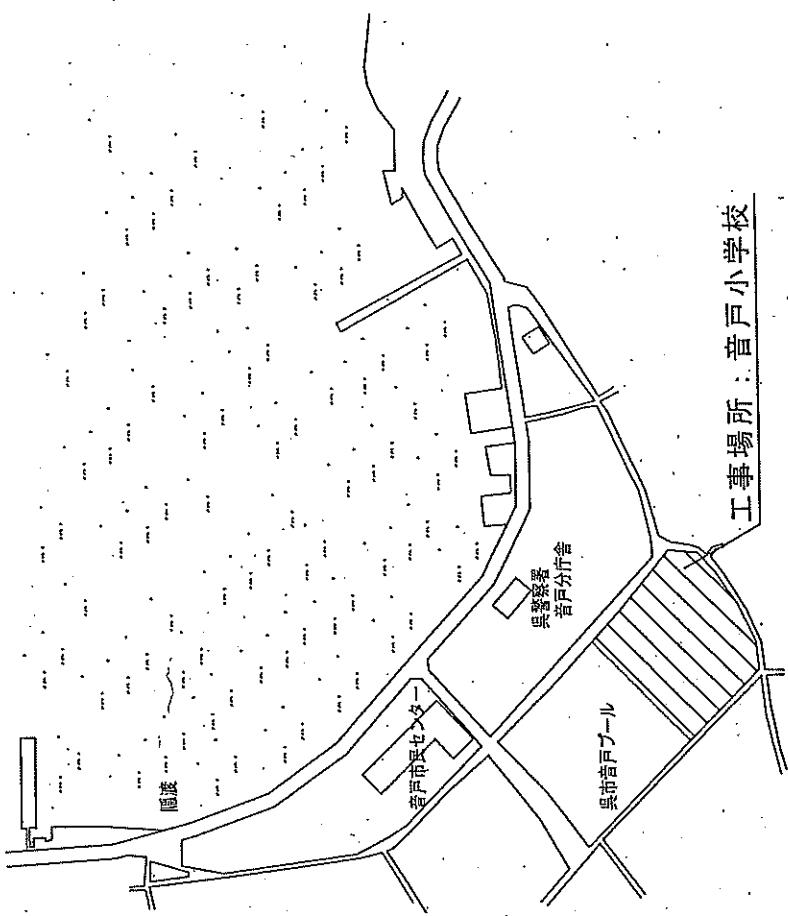
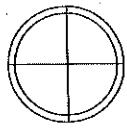
1/250,000

位置図

音戸小学校外4校特別教室等空調電気設備工事

(1) 音戸小学校

N

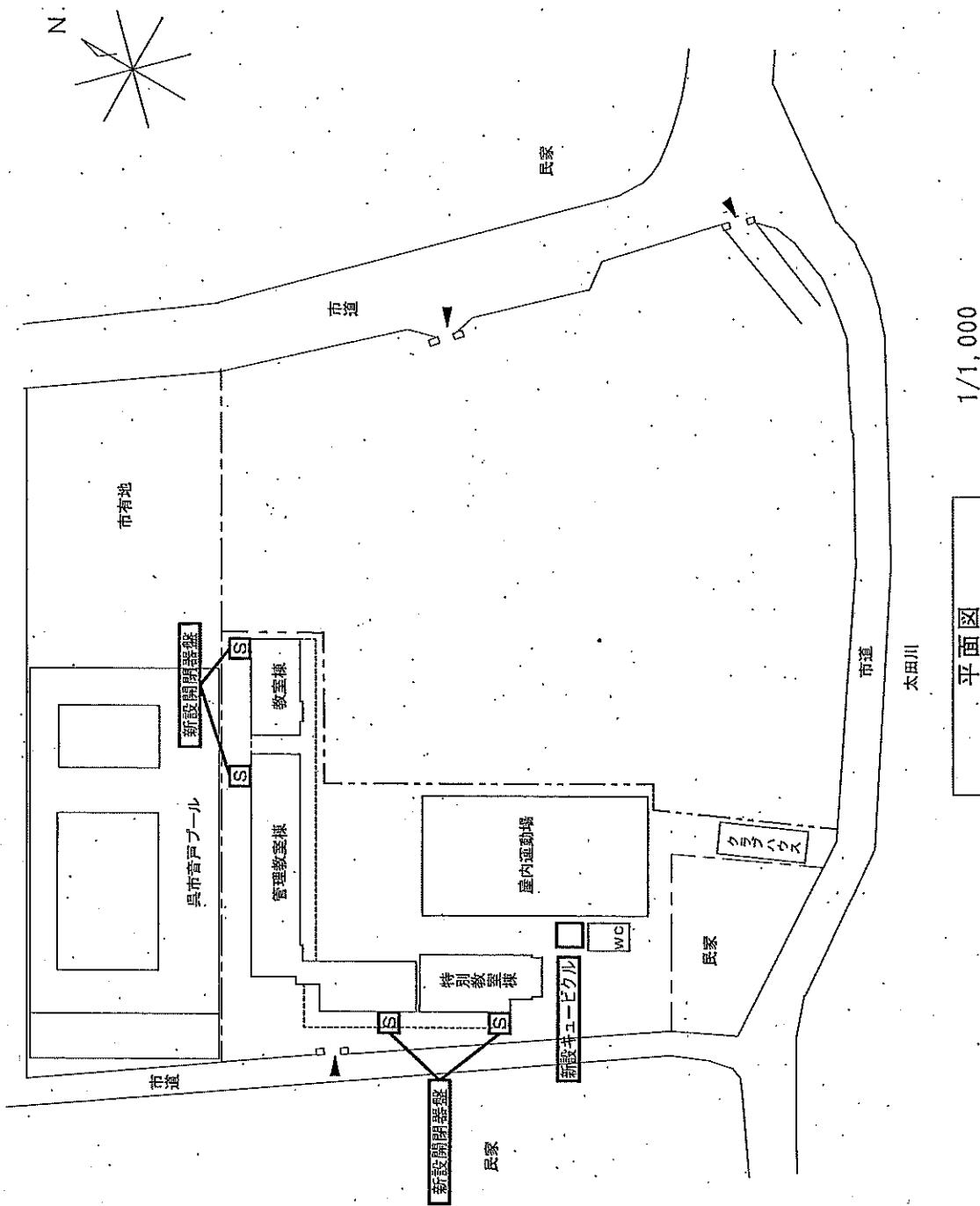


付近見取図

1/6,000

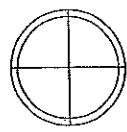
音戸小学校外4校特別教室等空調電気設備工事

(1) 音戸小学校

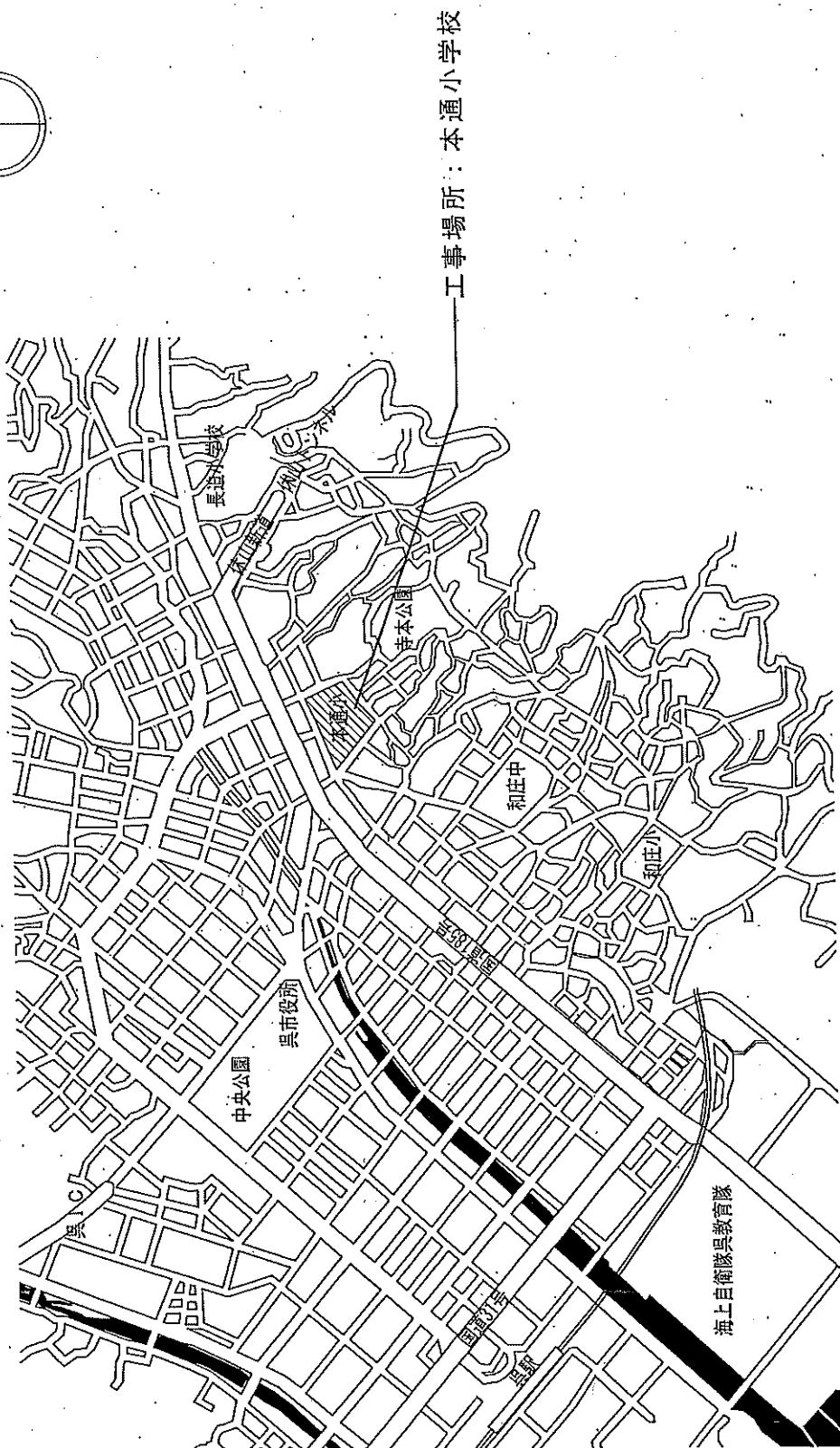


音戸小学校外4校特別教室等空調電気設備工事

(2) 本通小学校



N

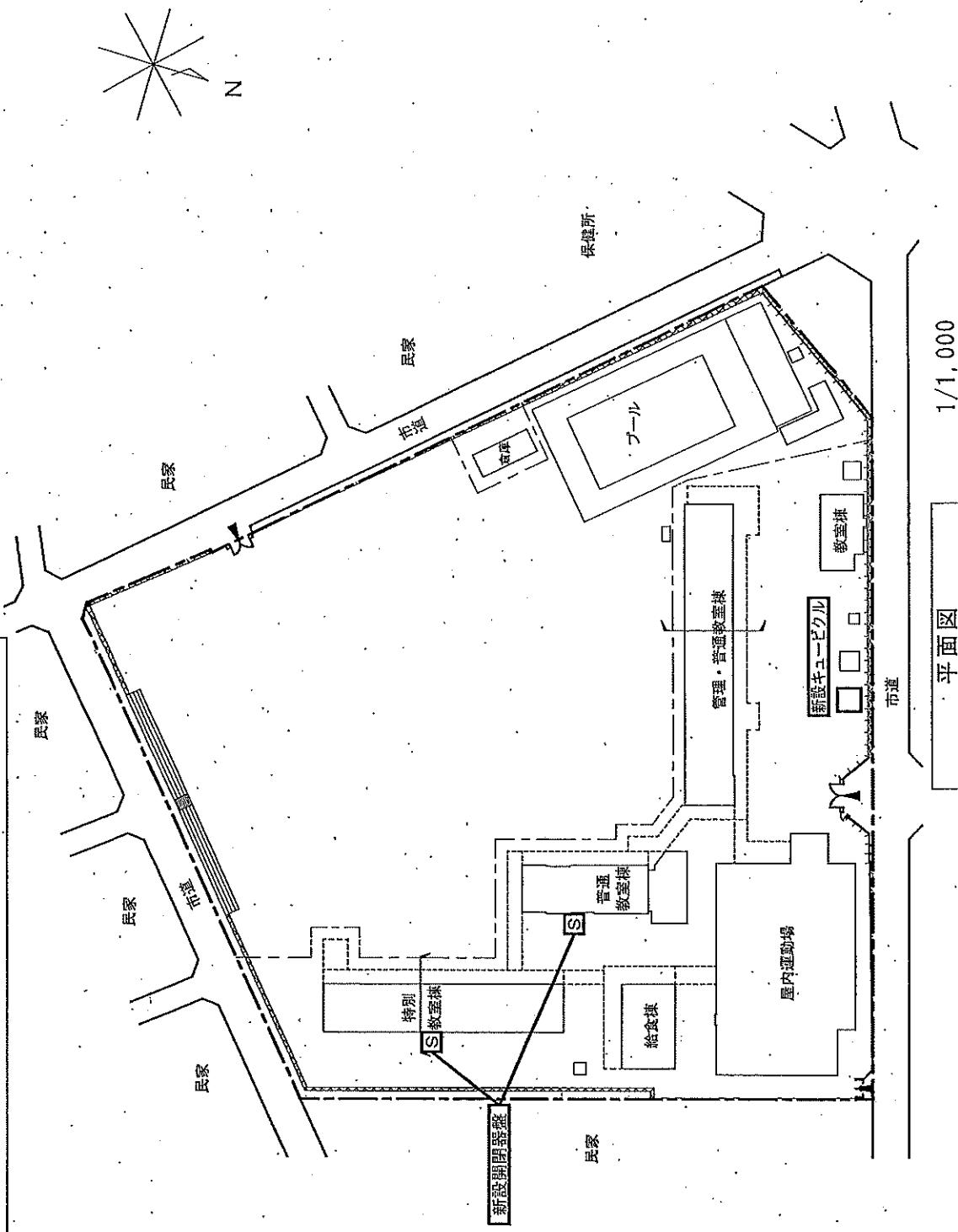


1/15,000

付近見取図

音戶小学校外4校特別教室等空調電氣設備工事

(2) 本通小学校

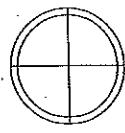


1/1,000

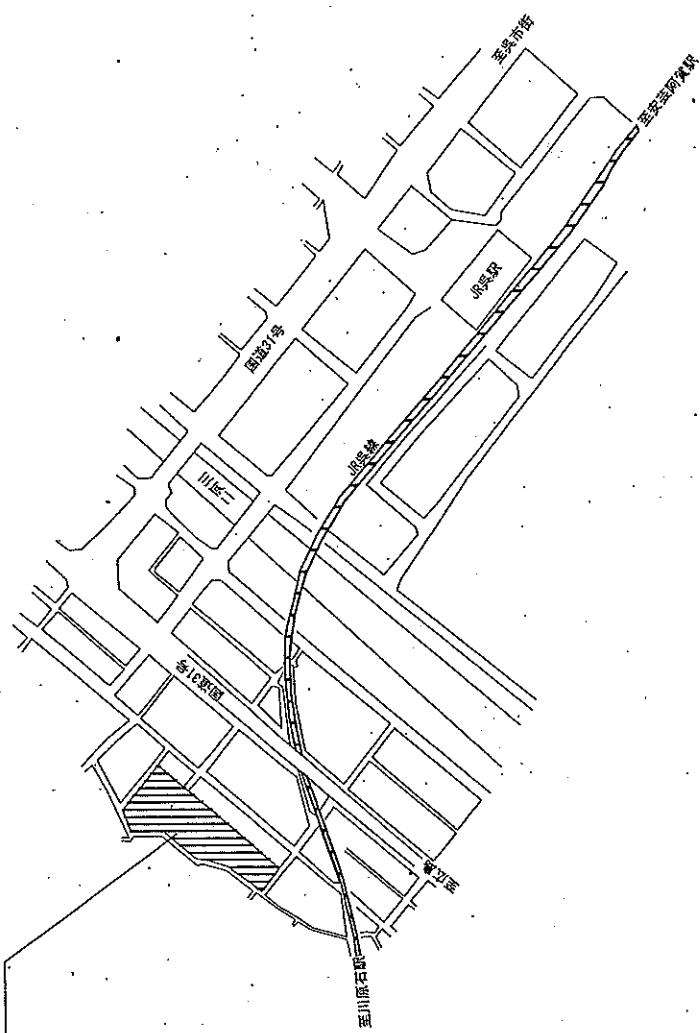
四面平

音戸小学校外4校特別教室等空調電氣設備工事

(3) 西城小学校



工事場所：両城小学校

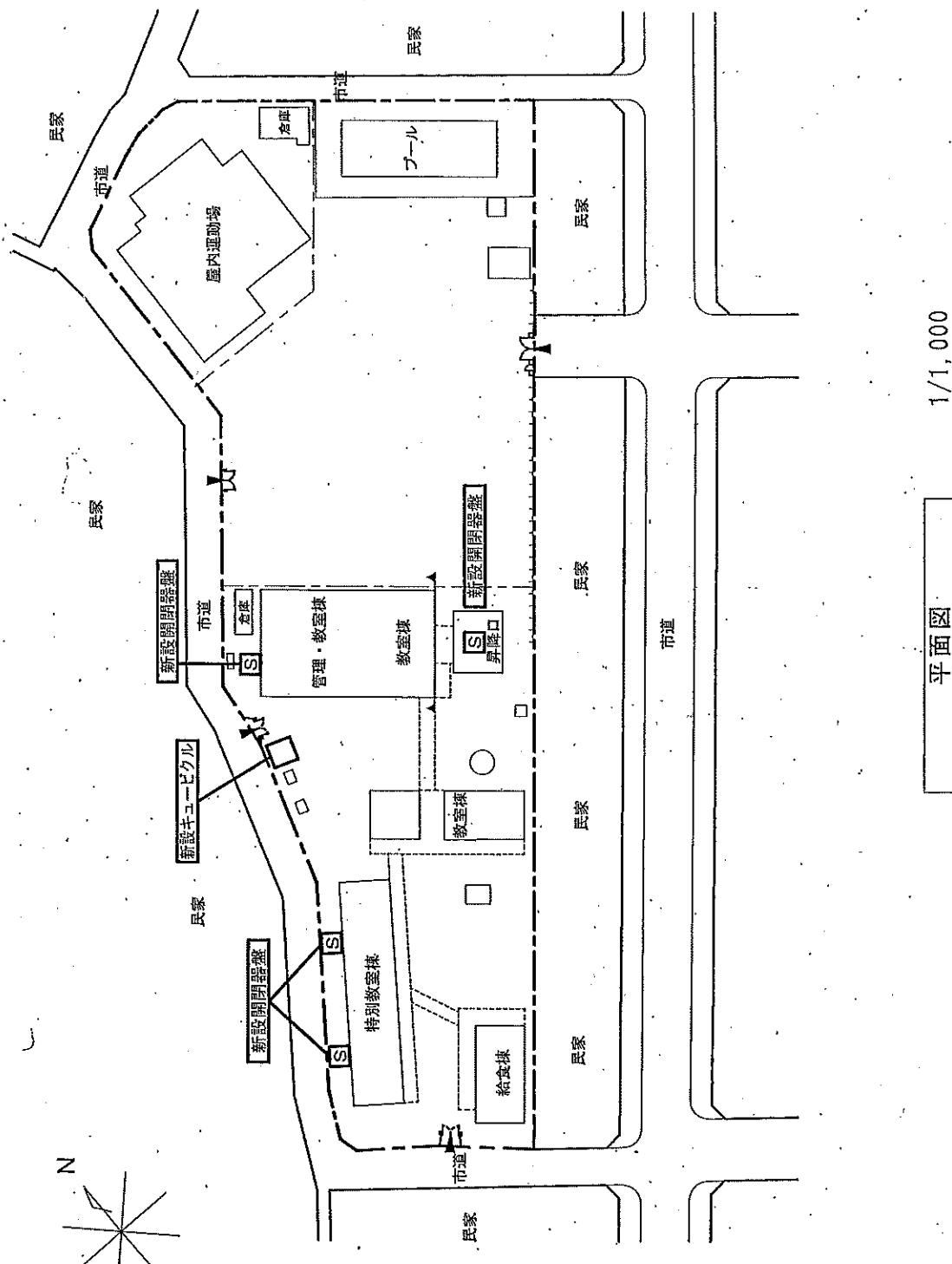


1 / 7, 500

付近見取図

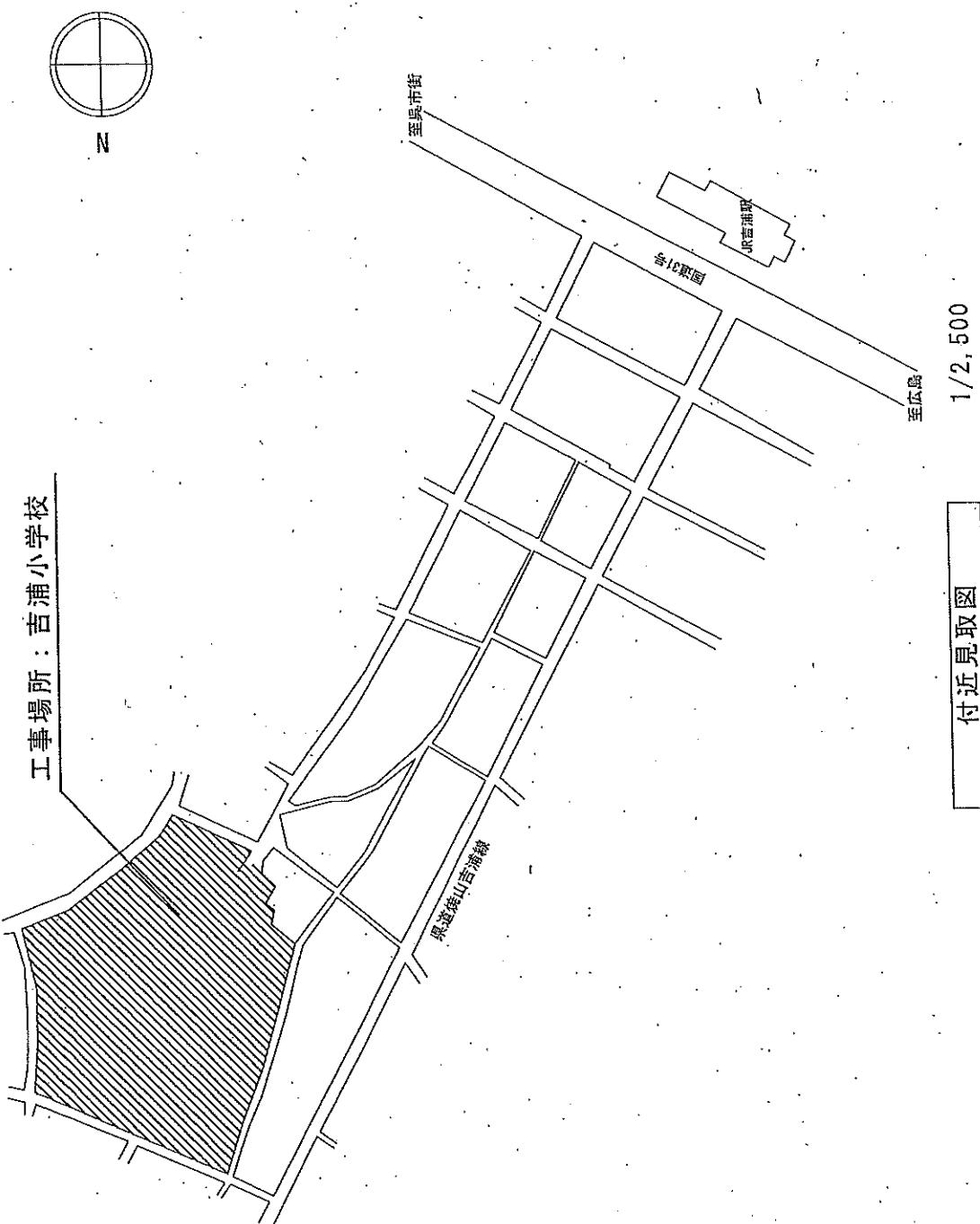
音戸小学校外4棟特別教室等空調電気設備工事

(3) 面城小学校



音戸小学校外4校特別教室等空調電気設備工事

(4) 吉浦小学校

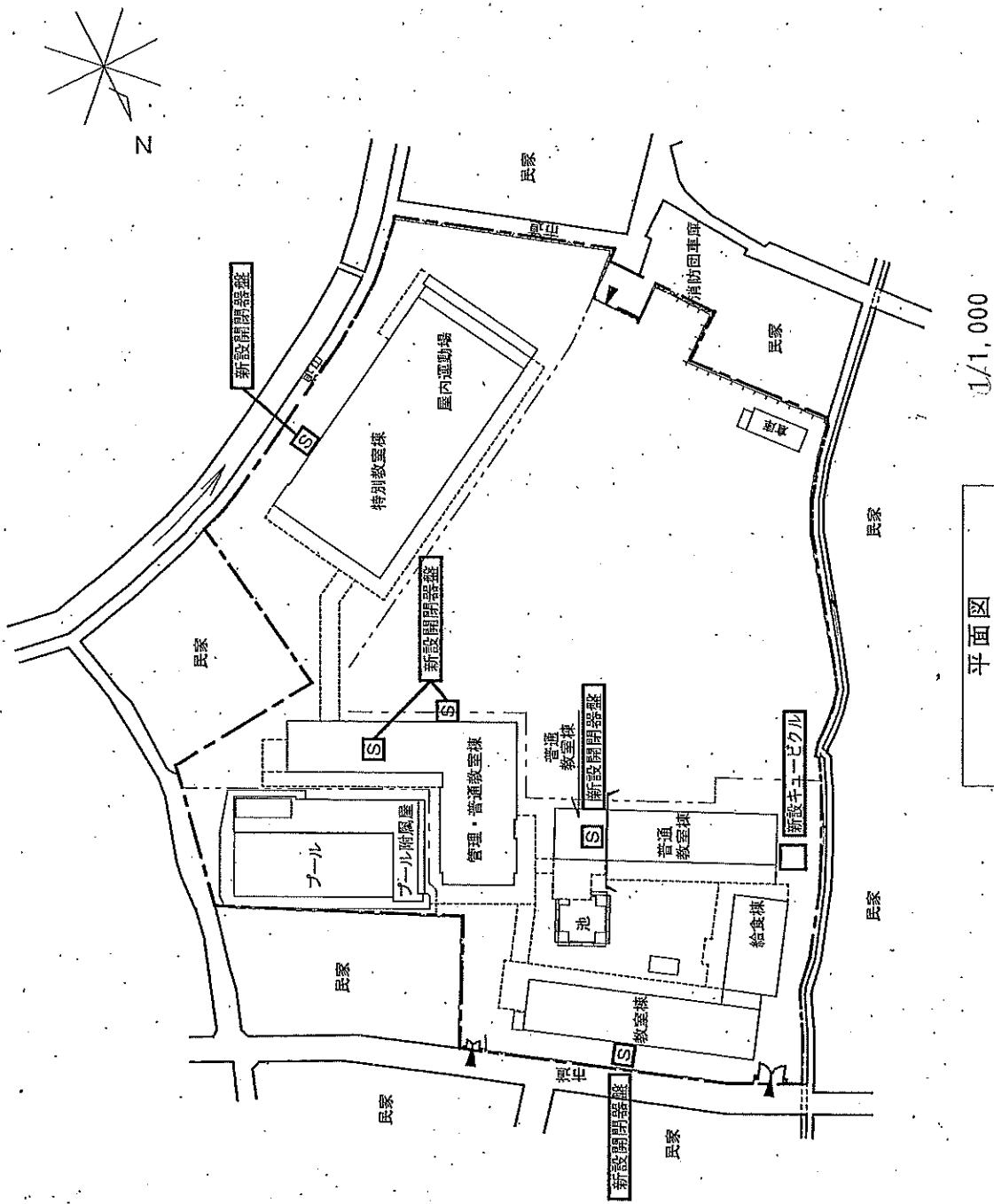


付近見取図

1/2,500

音戸小学校外4校特別教室等空調電気設備工事

(4) 吉浦小学校

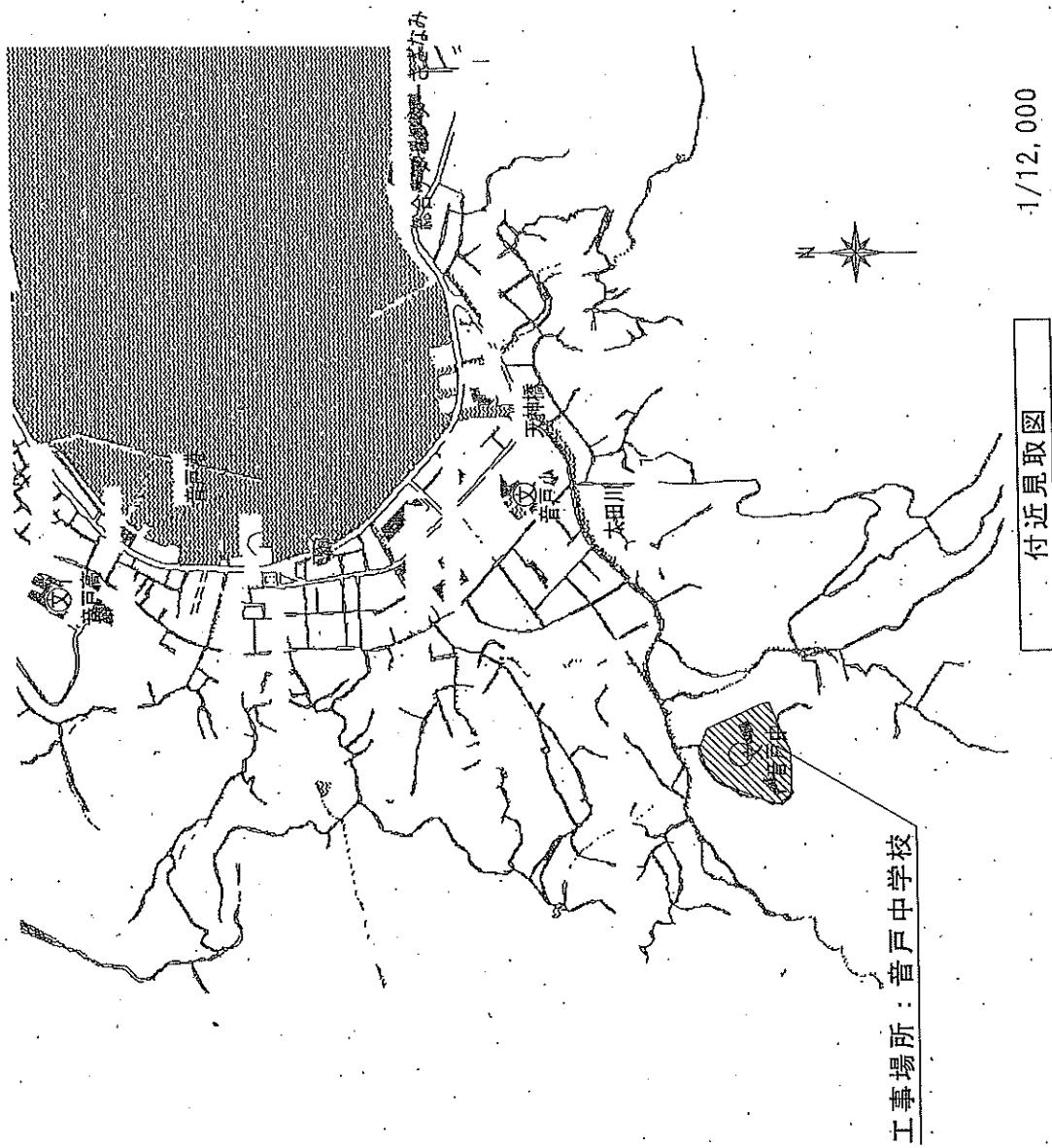


平面図

1/1,000

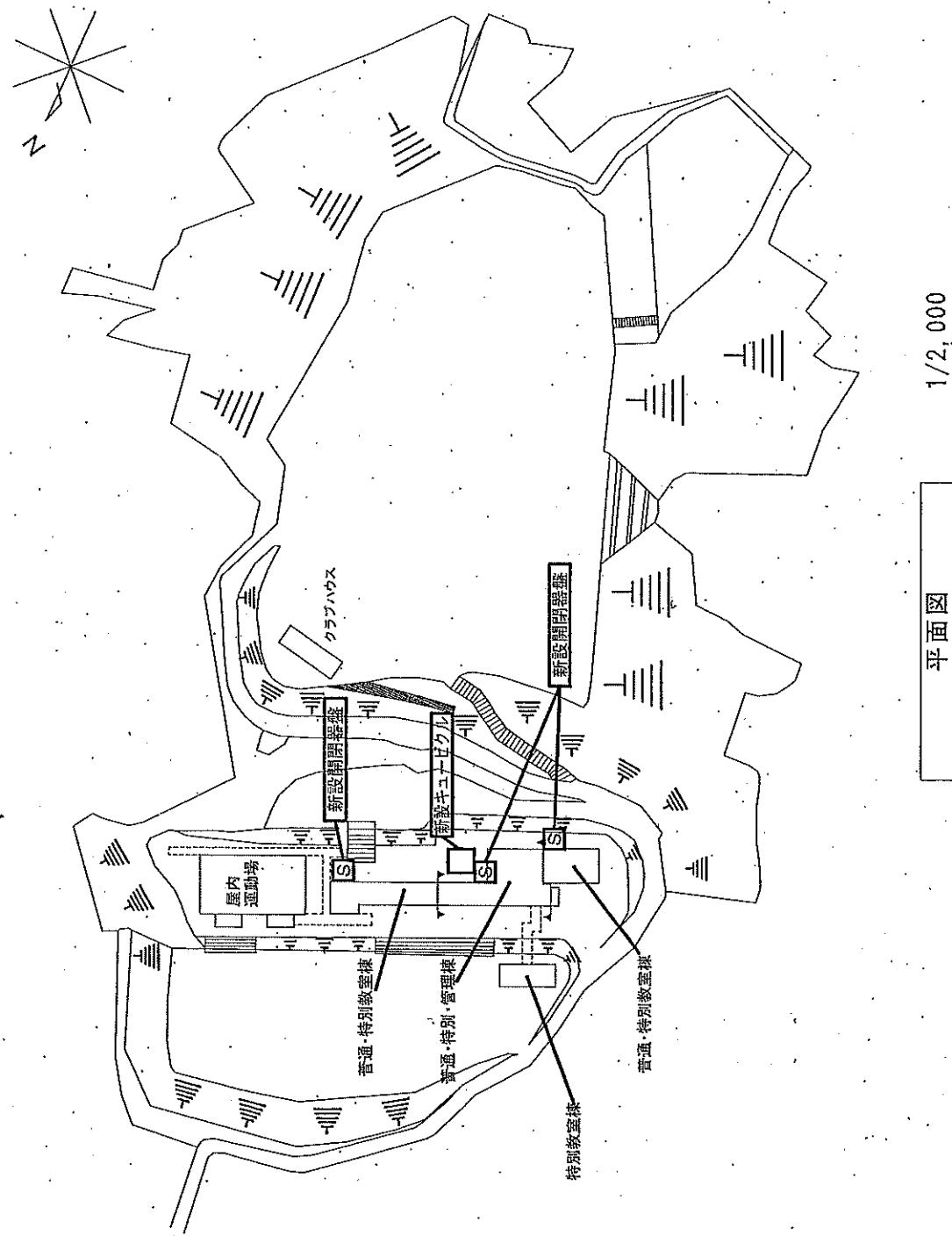
音戸小学校外4校特別教室等空調電気設備工事

(5) 音戸中学校



音戸小学校外4棟特別教室等空調電気設備工事

(5) 音戸中学校



1/2,000

平面図

報告第7号

呉市立美術館あり方検討委員会の中間報告について

文化振興課

1 呉市立美術館あり方検討委員会委員（任期：R5.7.1～R7.6.30）

呉市立美術館 館長	横山 勝彦
京都国立近代美術館 館長	福永 治
広島市現代美術館 館長	寺口 淳治
呉市産業部 副部長	兼光 賢
呉市文化スポーツ部 部長	安倍 広志
呉市教育委員会 教育部長	高橋 伸治

2 呉市立美術館あり方検討委員会開催状況（4回）

令和5年7月10日・8月29日・11月17日・令和6年2月6日

幸町地区総合整備検討有識者会議にて報告

（令和5年8月2日・9月29日・11月21日）

3 呉市立美術館の現状と課題

呉市立美術館は、昭和57年の開館以来40年以上が経過し、建物や設備も老朽化しており、早急にリニューアルを実施しなければならない状況にある。また、博物館法に基づく登録博物館であるにもかかわらず、施設としては不十分であり、次のような問題点がある。

- (1) 展示室の面積が狭いため、コレクション展と特別展の同時開催ができない。
- (2) 収蔵庫が美術館の別棟にあるため、美術作品の移動に余計な経費がかかっている。
- (3) 空調設備が文化財を保護する美術館仕様になっていない。
- (4) 照明装置を開館以来改修していないため、十分な展示効果を得ることができない。
- (5) 屋根の耐震性能が不足している。

4 呉市立美術館に必要な機能

(1) 美術館の基本的機能（美術館に絶対必要なもの）

- ・収蔵庫（24時間空調設備、前室、荷解室）
- ・展示室（空調設備、照明装置、可動壁、展示用具倉庫、搬入口、エレベーター）
- ・資料室、研究室、作業室
- ・館長室、事務室、応接室（会議室）、警備員室・監視員室、ボランティア室、機械室、電気室、倉庫、トイレ、階段室、搬出入口、エントランス

(2) 社会教育施設としての機能（幸町地区内にあれば良いもの）

- ・講座室（講演会等）、アトリエ（実技講座）、ホール（映画会・コンサート等）
- ・図書室、ミュージアムショップ、喫茶・レストラン

5 学校等との連携

(1) 展示室の使用

・乳幼児画展、呉地区小学校子ども图画作品展、呉市中学校美術作品展、呉地区高等学校美術作品展・同書道展、比治山大学連携事業

(2) 鑑賞事業

・団体鑑賞(コレクション展・企画展)

・美術作品ふれあい事業(呉市教育委員会主催、小学校4年生)

(3) 職場体験(中学生)の受入れ、博物館実習生(大学生)の受入れ

(4) 呉市小学校图画工作科部会例会への協力

(5) 美術作品鑑賞出張事業(オンラインなどICTの活用を含む。)

6 呉市立美術館のリニューアルについて(設置場所等)

開館以来40年以上にわたり事業を展開した実績を踏まえ、既に市民に親しまれていることを考慮し、現在地(幸町地区)でのリニューアルを求めたい。

7 呉市立美術館のあるべき姿(柱となるコンセプト)

呉市立美術館は、呉市の芸術文化を大切に守り育てる美術館であり、児童生徒をはじめ市民が集う、芸術文化の情報発信拠点である。

呉市立美術館は、「呉の美術」の継承と創造のため、市民が集い、遊び、楽しみ、体験し、交流が生まれることで、新たな呉の文化を生み出す美術館である。

8 今後のスケジュール

4月 第5回あり方検討委員会

6月 八戸市美術館視察

7月 第6回あり方検討委員会

11月 第7回あり方検討委員会 最終報告

教議第12号

呉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について
呉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

呉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

呉市教育委員会事務決裁規程（昭和49年呉市教育委員会訓令第4号）の一部を
次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示
すように改正する。

改正前	改正後																
(用語の定義)	(用語の定義)																
第2条 略	第2条 略																
(1) ~ (9) 略	(1) ~ (9) 略																
(10) 主査 課の主査、専門員、図書館長（中央図書館長を除く。以下同じ。）、青年の家所長、野外活動センター所長、 <u>松寿苑所長</u> 、 <u>豊ふるさと学園所長</u> 、御手洗地区文化施設所長及び青少年指導センター副所長をいう。	(10) 主査 課の主査、専門員、図書館長（中央図書館長を除く。以下同じ。）、青年の家所長、野外活動センター所長、御手洗地区文化施設所長及び青少年指導センター副所長をいう。																
(11) 略	(11) 略																
(12) グループリーダー等 グループリーダー又はグループリーダー以外の課長補佐若しくは主査をいう。	(12) グループリーダー等 グループリーダー並びにグループのない課等において課長があらかじめ指名する課長補佐及び主査をいう。																
(決裁の順序及び合議)	(決裁の順序及び合議)																
第3条 略	第3条 略																
2 前項の決定又は決裁において、図書館（中央図書館を除く。）の事務については中央図書館長が、美術館、青年の家、野外活動センター、 <u>松寿苑</u> 、 <u>豊ふるさと学園</u> 、御手洗地区文化施設及び地域社会教育施設の事務については文化振興課長が、それぞれ当該事務の課長としての決定又は決裁を行う。	2 前項の決定又は決裁において、図書館（中央図書館を除く。）の事務については中央図書館長が、美術館、青年の家、野外活動センター、御手洗地区文化施設及び地域社会教育施設の事務については文化振興課長が、それぞれ当該事務の課長としての決定又は決裁を行う。																
(代理決裁権者及び代理決裁の順位)	(代理決裁権者及び代理決裁の順位)																
第4条 決裁権者が不在の場合は、次表に掲げる決裁権者の区分に応じ、当該区分に掲げる代理決裁権者が同表に掲げる順位により代理決裁する。	第4条 決裁権者が不在の場合は、次表に掲げる決裁権者の区分に応じ、当該区分に掲げる代理決裁権者が同表に掲げる順位により代理決裁する。																
<table border="1"> <tr> <th>決裁 権者</th> <th colspan="3">代理決裁権者</th> </tr> <tr> <td></td> <td>第1順位</td> <td>第2順位</td> <td>第3順位</td> </tr> </table>	決裁 権者	代理決裁権者				第1順位	第2順位	第3順位	<table border="1"> <tr> <th>決裁 権者</th> <th colspan="3">代理決裁権者</th> </tr> <tr> <td></td> <td>第1順位</td> <td>第2順位</td> <td>第3順位</td> </tr> </table>	決裁 権者	代理決裁権者				第1順位	第2順位	第3順位
決裁 権者	代理決裁権者																
	第1順位	第2順位	第3順位														
決裁 権者	代理決裁権者																
	第1順位	第2順位	第3順位														

略			
課長	所管のグループ リーダー ^(グループのない課等にあつては、) 課長補佐)	当該課等の他のグループ リーダー ^(グループのない課等にあつては、) 課長補佐	課長があらかじめ指名する 課長補佐又は主査
グループ リーダー等	課長があらかじめ指名する 当該課等の他の課長補佐又は主査		

2 主幹を置く部にあつては、前項の規定にかかわらず、部長が代理決裁について特別の定めをすることができる。

別表第1（第7条関係）

共通事務に係る専決事項

1 文書・庶務その他に関する事項

略

2 人事・服務に関する事項

略

備考

1 略

2 「施・〇」は、学校給食共同調理場長、図書館長、青年の家所長、野外活動センター所長、松寿苑所長、豊ふるさと学園所長及び御手洗地区文化施設所長に適用する。ただし、図書館長（広図書館長及び昭和図書館長を除く。）については、1文書・庶務その他に関する事項の表に限る。

3～5 略

略			
課長	所管のグループ リーダー ^(グループのない課等にあつては、) 課長補佐)	当該課等の他のグループ リーダー ^(グループのない課等にあつては、) 課長補佐	課長があらかじめ指名する 課長補佐又は主査
グループ リーダー等	当該課等の他のグループ リーダー等		

2 主幹を置く課等にあつては、前項の規定にかかわらず、当該課長が代理決裁について特別の定めをすることができる。

別表第1（第7条関係）

共通事務に係る専決事項

1 文書・庶務その他に関する事項

略

2 人事・服務に関する事項

略

備考

1 略

2 「施・〇」は、学校給食共同調理場長、図書館長、青年の家所長、野外活動センター所長及び御手洗地区文化施設所長に適用する。ただし、図書館長（広図書館長及び昭和図書館長を除く。）については、1文書・庶務その他に関する事項の表に限る。

3～5 略

別表第2（第7条関係）

個別事務に係る専決事項

1 教育総務課に関する事項

略

2 学校施設課に関する事項

略

3 学校教育課に関する事項

略

4 学校安全課に関する事項

略

5 社会教育機関に関する事項

略

備考

1 略

2 「施・〇」は、図書館長、青年の家所長、野外活動センター所長、松寿苑所長、豊ふるさと学園所長及び御手洗地区文化施設所長に適用する。ただし、図書館長については、5社会教育機関に関する事項の表中第2項から第6項までは、この限りでない。

3 略

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表第2（第7条関係）

個別事務に係る専決事項

1 教育総務課に関する事項

略

2 学校施設課に関する事項

略

3 学校教育課に関する事項

略

4 学校安全課に関する事項

略

5 社会教育機関に関する事項

略

備考

1 略

2 「施・〇」は、図書館長、青年の家所長、野外活動センター所長及び御手洗地区文化施設所長に適用する。ただし、図書館長については、5社会教育機関に関する事項の表中第2項から第6項までは、この限りでない。

3 略

（提案理由）

松寿苑及び豊ふるさと学園を廃止することに伴い、関係する規定を削除するとともに、代理決裁の取扱いを改めて事務の改善を図るため、この訓令案を提出する。

議案資料 呉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定
について

1 改正の趣旨

松寿苑及び豊ふるさと学園を廃止することに伴い、関係する規定を削除するとともに、代理決裁の取扱いを改めて事務の改善を図るもので

2 改正の内容

- (1) グループリーダー等の代理決裁権者を「当該課等の他のグループリーダー等」に変更します（市長部局と同様の取扱いに変更）。
- (2) 主幹を置く場合について、「部」に置くものとした規定から「課」に置くものとする規定に変更します（市長部局と同様の取扱いに変更）。
- (3) 松寿苑及び豊ふるさと学園が廃止されることに伴い、関係する規定を削除します。
- (4) その他、字句の訂正を行います。

3 施行期日

令和6年4月1日

教議第13号

懲戒処分の指針等について

呉市教育委員会の任命に係る職員について、懲戒処分の指針及び指針の運用は、市長の事務部局の職員の例によるものとする。

(提案理由)

呉市教育委員会の任命に係る職員について、懲戒処分の指針等を定めるため、この案を提出する。

議案資料 懲戒処分の指針等について

1 制定の趣旨

呉市教育委員会の任命に係る職員について、懲戒処分の指針等を定めるものです。

2 内容

呉市教育委員会事務局の職員、呉市立呉高等学校の教職員並びに呉市立小学校、中学校及び義務教育学校の市費支弁職員について、懲戒処分の指針及び指針の運用は、市長事務部局の職員の例によるものとします。

《参考》

別紙 市長事務部局の懲戒処分の指針（令和5年12月22日制定）

別紙

懲戒処分の指針

制定 令和5年12月22日

第1 基本事項

本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な懲戒処分の種類を掲げたものである。

具体的な処分量定の決定に当たっては、

- ① 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか。
- ② 故意又は過失の度合いはどの程度であったか。
- ③ 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか。
- ④ 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか。
- ⑤ 過去に非違行為を行っているか。

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上、判断するものとする。

個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類以外とすることもあり得るところである。例えば、標準例に掲げる処分の種類よりも重いものとすることが考えられる場合として、

- ① 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき。
- ② 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき。
- ③ 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき。
- ④ 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき。
- ⑤ 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき。

がある。また、例えば、標準例に掲げる処分の種類より軽いものとすることが考えられる場合として、

- ① 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき。
- ② 非違行為を行うに至った経緯その他的情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき。

がある。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては人事院の懲戒処分の指針、他市の取扱い及び標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

第2 標準例

1 一般服務關係

(1) 欠勤

ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた職員は、減給又は戒告とする。

イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた職員は、停職又

は減給とする。

ウ 正当な理由なく 21 日以上の間勤務を欠いた職員は、免職又は停職とする。

(2) 遅刻・早退

勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員は、戒告とする。

(3) 休暇の虚偽請求

特別休暇について虚偽の請求をした職員は、減給又は戒告とする。

(4) 勤務態度不良

勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

(5) 職場内秩序を乱す行為

ア 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した職員は、停職又は減給とする。

イ 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した職員は、減給又は戒告とする。

(6) 虚偽報告

事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員は、減給又は戒告とする。

(7) 違法な職員団体活動

ア 地方公務員法（昭和 2.5 年法律第 261 号）第 3.7 条第 1 項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は本市の活動能率を低下させる怠業的行為をした職員は、減給又は戒告とする。

イ 地方公務員法第 3.7 条第 1 項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、唆し、若しくはあおった職員は、免職又は停職とする。

(8) 秘密漏えい

ア 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、免職又は停職とする。この場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした職員は、免職とする。

イ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

(9) 政治的目的を有する文書の配布

政治的目的を有する文書を配布した職員は、戒告とする。

(10) 兼業の承認等を得る手続の怠

営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続文は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業を行った職員は、減給又は戒告とする。

(11) 入札談合等に関与する行為

本市が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員は、免職又は停職とする。

(12) 個人の秘密情報の目的外収集

その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘

密に属する事項が記録された文書等を収集した職員は、減給又は戒告とする。

(13) 公文書の不適正な取扱い

ア 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した職員は、免職又は停職とする。

イ 決裁文書を改ざんした職員は、免職又は停職とする。

ウ 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

(14) セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）

ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的な関係を結び、若しくはわいせつな行為をした職員は、免職又は停職とする。

イ 相手の意に反することを認識した上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した職員は、停職又は減給とする。この場合において、わいせつな言辞等の性的な言動をしつようなく繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該職員は免職又は停職とする。

ウ 相手の意に反することを認識した上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員は、減給又は戒告とする。

(15) パワー・ハラスメント

ア パワー・ハラスメント（人事院規則10-16（パワー・ハラスメントの防止等）第2条に規定するパワー・ハラスメントをいう。以下同じ。）を行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員は、停職、減給又は戒告とする。

イ パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した職員は、停職又は減給とする。

ウ パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員は、免職、停職又は減給とする。

(注) (14)及び(15)に関する事案について処分を行うに際しては、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮の上、判断するものとする。

2 公金官物取扱い関係

(1) 横領

公金又は官物を横領した職員は、免職とする。

(2) 窃取

公金又は官物を窃取した職員は、免職とする。

(3) 詐取

人を欺いて公金又は官物を交付させた職員は、免職とする。

(4) 紛失

公金又は官物を紛失した職員は、戒告とする。

(5) 盗難

重大な過失により公金又は官物の盗難に遭った職員は、戒告とする。

(6) 官物損壊

故意に職場において官物を損壊した職員は、減給又は戒告とする。

(7) 失火

過失により職場において官物の出火を引き起こした職員は、戒告とする。

(8) 諸給与の違法支払・不適正受給

故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員は、減給又は戒告とする。

(9) 公金官物処理不適正

自己保管中の公金の流用等公金又は官物の不適正な処理をした職員は、減給又は戒告とする。

(10) コンピュータの不適正使用

職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

3 公務外非行関係

(1) 放火

放火をした職員は、免職とする。

(2) 殺人

人を殺した職員は、免職とする。

(3) 傷害

人の身体を傷害した職員は、停職又は減給とする。

(4) 暴行・けんか

暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかつたときは、減給又は戒告とする。

(5) 器物損壊

故意に他人の物を損壊した職員は、減給又は戒告とする。

(6) 横領

ア 自己の占有する他人の物を横領した職員は、免職又は停職とする。

イ 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した職員は、減給又は戒告とする。

(7) 窃盗・強盗

ア 他人の財物を窃取した職員は、免職又は停職とする。

イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員は、免職とする。

(8) 詐欺・恐喝

人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員は、免職又は停職とする。

(9) 賭博

ア 賭博をした職員は、減給又は戒告とする。

イ 常習として賭博をした職員は、停職とする。

(10) 麻薬等の所持等

麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした職員は、免職とする。

(11) 酗釈による粗野な言動等

酗釈して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑を掛けるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員は、減給又は戒告とする。

(12) 淫行

18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした職員は、免職又は停職とする。

(13) 痴漢行為

公共の場所又は乗物において痴漢行為をした職員は、停職又は減給とする。

(14) 盗撮行為

公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした職員は、停職又は減給とする。

4 飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係

(1) 飲酒運転

ア 酒酔い運転をした職員は、免職又は停職とする。この場合において、人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた職員は、免職とする。

イ 酒気帯び運転をした職員は、免職、停職又は減給とする。この場合において、人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた職員は、免職又は停職（事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員は、免職）とする。

ウ 飲酒運転をした職員に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた職員又は職員の飲酒を知りながら当該職員が運転する車両に同乗した職員は、飲酒運転をした職員に対する処分量定、当該飲酒運転への関与の程度等を考慮して、免職、停職、減給又は戒告とする。

(2) 飲酒運転以外での交通事故（人身事故を伴うもの）

ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員は、免職、停職又は減給とする。この場合において、措置義務違反をした職員は、免職又は停職とする。

イ 人に傷害を負わせた職員は、減給又は戒告とする。この場合において、措置義務違反をした職員は、停職又は減給とする。

(3) 飲酒運転以外の交通法規違反

著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、物の損壊に係る交通事故を起こして措置義務違反をした職員は、停職又は減給とする。

(注) 処分を行うに際しては、過失の程度や事故後の対応等も情状として考慮の上、判断するものとする。

5 監督責任関係

(1) 指導監督不適正

部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員は、減給又は戒告とする。

(2) 非行の隠蔽・黙認

部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠蔽し、又は

黙認した職員は、停職又は減給とする。

標準例一覧

	事由	免職	停職	減給	戒告
1 一般服務関係	(1) 欠勤 ア 10日以内 イ 11日以上20日以内 ウ 21日以上			●	●
	(2) 遅刻・早退				●
	(3) 休暇の虚偽申請			●	●
	(4) 勤務態度不良			●	●
	(5) 職場内秩序を乱す行為 ア 暴行 イ 暴言		●	●	
	(6) 虚偽報告			●	●
	(7) 違法な職員団体活動 ア 単純参加 イ あおり・唆し			●	●
	(8) 秘密漏えい ア 故意の秘密漏えい 自己の不正な利益を図る目的 イ 情報セキュリティ対策のけ意による秘密漏えい	●	●		
	(9) 政治的目的を有する文書の配布				●
	(10) 兼業の承認等を得る手続のけ意			●	●
	(11) 入札・談合等に関与する行為	●	●		
	(12) 個人の秘密情報の目的外収集			●	●
	(13) 公文書の不適正な取扱い ア 偽造・変造・虚偽公文書作成、毀棄 イ 決裁文書の改ざん ウ 公文書の改ざん・紛失・誤廃棄等	●	●		
	(14) セクシュアル・ハラスメント ア 不同意わいせつ、上司等の影響力利用による性的関係・わいせつな行為 イ 意に反することを認識の上でのわいせつな言辞等の性的な言動の繰り返し しつような繰り返しにより強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させたもの ウ 意に反することを認識の上でのわいせつな言辞等の性的な言動	●	●		
	(15) パワー・ハラスメント ア 著しい精神的又は身体的な苦痛を与えたもの イ 指導、注意等を受けたにもかかわらず、繰り返したもの ウ 強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させたもの		●	●	●
2 公金官物取扱い	(1) 横領	●			
	(2) 窃取	●			
	(3) 詐取	●			
	(4) 紛失				●
	(5) 盜難				●
	(6) 官物損壊			●	●
	(7) 失火				●
	(8) 諸給与の違法支払・不適正受給			●	●
	(9) 公金官物処理不適正			●	●
	(10) コンピュータの不適正使用			●	●

	事由	免職	停職	減給	戒告
3 公務外非行関係	(1) 放火	●			
	(2) 殺人	●			
	(3) 傷害		●	●	
	(4) 暴行・けんか		●	●	●
	(5) 器物損壊		●	●	
	(6) 横領				
	ア 横領	●	●		
	イ 遺失物等横領		●	●	
	(7) 窃盗・強盗				
	ア 窃盗	●	●		
	イ 強盗	●			
	(8) 詐欺・恐喝	●	●		
	(9) 賭博			●	●
	ア 賭博		●		
	イ 常習賭博				
4 飲酒運転・交通事故 反交通法規違	(10) 麻薬等の所持等	●			
	(11) 酗釈による粗野な言動等			●	●
	(12) 淫行	●	●		
	(13) 痴漢行為		●	●	
	(14) 盗撮行為		●	●	
	(1) 飲酒運転				
	ア 酒酔い	●	●		
	イ 人身事故あり	●			
	ウ 酒気帯び	●	●	●	
	イ 人身事故あり	●	●		
	ウ 措置義務違反あり	●			
	ウ 飲酒運転者への車両提供、飲酒運転車両への同乗行為等	●	●	●	●
	※飲酒運転をした職員の処分量定、飲酒運転への関与の程度等を考慮し決定				
5 責監任督	(2) 飲酒運転以外での人身事故				
	ア 死亡又は重篤な傷害	●	●	●	
	イ 傷害			●	●
	ウ 措置義務違反あり		●	●	
	(3) 飲酒運転以外の交通法規違反				
	ア 著しい速度超過等悪質な交通法規違反		●	●	●
	イ 物損・措置義務違反あり		●	●	
	(1) 指導監督不適正			●	●
	(2) 非行の隠蔽・黙認		●	●	

学校運営協議会の設置について

1 設置の理由

呉市学校運営協議会規則（令和5年呉市教育委員会規則第3号）の規定に基づき、呉市立呉高等学校に学校運営協議会を設置したいので提案するものです。

2 名称等

名称	設置校
呉高等学校学校運営協議会	呉市立呉高等学校

3 設置日

令和6年4月1日

議案資料 学校運営協議会の設置について

1 設置の理由

呉市学校運営協議会規則（令和5年呉市教育委員会規則第3号）の規定に基づき、呉市立呉高等学校に学校運営協議会を設置したいので提案するものです。

2 名称等

名称	設置校
呉高等学校学校運営協議会	呉市立呉高等学校

3 設置日

令和6年4月1日

吳市教育委員会職名及び辞令式規則の一部を改正する規則について
吳市教育委員会職名及び辞令式規則の一部を改正する規則を次のように定める。

吳市教育委員会規則（昭和46年吳市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。
吳市教育委員会規則（昭和46年吳市教育委員会規則第16号）の一部を改正する規則を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

別表 (第6条, 第7条, 第9条関係)		別表 (第6条, 第7条, 第9条関係)	
改正前		改正後	
種類	異動の種類	異動の種類	異動用語記入方法
1 採用	現に職員の 職に就いて いない者を 新たに職員 に任命する 場合 (出向 により任命 権者を異に する他の機 関から異動 してきた職 員をその職 員に任命す る場合を含 む。) をい う。	1. 採用 現に職員の 職に就いて いない者を 新たに職員 に任命する 場合 (出向 により任命 権者を異に する他の機 関から異動 してきた職 員をその職 員に任命す る場合を含 む。) をい う。	(1) ~ (3) 略 (4) 嘱託職員 (地方公務員法 (昭和25 年法律第261号。以下「法」とい う。) 第3条第3項第3号に掲げる職 を有する者をいう。以下同じ。) であ つて学校医等 (学校医, 学校歯科医及 び学校薬剤師をいう。以下同じ。) 以 外のものに採用する場合 「〇〇の業務を委嘱する」 期間は〇〇年〇〇月〇〇日までとす る 報酬月額 (日額, 時間額, 勤務1 回) 〇〇円を支給する」 (5) ~ (7) 略

2～2 1	略	
2 2 育児休業法 承認	第 2 条第 3 項の規定により育児休業を承認する場合	(1) 略 (2) 現に育児休業の承認を受けている職員の育児休業を取り消し、新たな育児休業を承認する場合「(○○部○○課付(課勤務)を命ずる) 育児休業を取り消し○○年○○月○日付けで請求のあつた育児休業を承認する 期間は○○年○○月○○日までとする」
2 3～4 1	略	
4 2 管理監督職勤務	法第 28 条の 2 第 1 項の規定により管理監督職勤務上限年齢による降任等	(1) 降任又は降給をする場合「地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項本文の規定により他の職へ降任(転任)させる ○○部○○課○○を命ずる ○級○号給を支給する」 (2) 降任等の特例により異動期間を延長する場合「地方公務員法第 28 条の 5 第○項の 5 第 1 項から第 4 項までの規定

<p>により降任等の特例による異動期間を延長する場合をいう。</p>	<p>(3) 異動期間の期限を繰り上げる場合 「異動期間の期限を〇〇年〇〇月〇〇日に繰り上げる」</p> <p>(4) 第2号の延長後、管理監督職勤務上限年齢が職員の年齢を超える管理監督職に異動し、当該管理監督職に係る管理監督職上限年齢に達していない職員となつた場合 「異動期間を延長されていな職員となつた」</p>
<p>4.3.6 給与条例付則第12項</p>	<p>(1) 7割措置の適用を受けることとなつた場合 「給料月額は〇〇年〇〇月〇〇日以後吳市職員の給与に関する条例付則第12項の規定により算定された額とする」</p> <p>(2) 7割措置の適用を受けないこととなつた場合 「吳市職員の給与に関する条例付則第13項第〇号に掲げる職員に該当することとなり〇〇年〇〇月〇〇日以後同条例付則第12項の規定の適用を受けないこととなつた」</p>

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)
職員の「管理監督職勤務上限年齢による降任等」及び「60歳超え職員の給料月額7割引措置」の発令について、所要の規定の整備を行うため、この規則案を提出する。

議案資料 呉市教育委員会職名及び辞令式規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

職員の「管理監督職勤務上限年齢による降任等」及び「60歳超え職員の給料月額7割措置」の発令について、所要の規定の整備を行うため、この規則案を提出するものです。

2 改正の内容

(1) 管理監督職勤務上限年齢による降任等について

管理職の職員については、原則として、60歳に達した日以後の最初の4月1日（以下「特定日」といいます。）に、管理職以外の職に降任することとなっていますので、降任に係る辞令発令の文言を規定します。

(2) 60歳超え職員の給料月額7割措置について

特定日以後の職員の給料月額は、原則として、その前に受けた給料月額の7割となりますので、給料月額に係る辞令発令の文言を規定します。

(3) その他、字句の訂正を行います。

3 施行期日

公布の日

教議第16号

呉市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

呉市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

呉市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

呉市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程（昭和58年呉市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
事務職員	補助執行させる事務	事務職員	補助執行させる事務
略		略	
呉市文化スポーツ部の職員	(1)～(3) 略 (4) 呉市大空山青年の家、呉市野外活動センター、 <u>呉市体験学習施設</u> 及び呉市地域社会教育施設に関すること。 (5)～(18) 略	呉市文化スポーツ部の職員	(1)～(3) 略 (4) 呉市大空山青年の家、呉市野外活動センター及び呉市地域社会教育施設に関すること。 (5)～(18) 略
略		略	

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

呉市体験学習施設が廃止されることに伴い、市長事務部局の職員に補助執行させる事務の内容を整理するため、この訓令案を提出する。

議案資料 呉市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

1 改正の趣旨

呉市体験学習施設が廃止されることに伴い、市長事務部局の職員に補助執行させる事務の内容を整理するものです。

2 改正の内容

呉市文化スポーツ部の職員に補助執行させる事務から「呉市体験学習施設」を除きます。

3 施行期日

令和6年4月1日

教議第17号

呉市体験学習施設条例施行規則を廃止する規則の制定について

呉市体験学習施設条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

呉市体験学習施設条例施行規則を廃止する規則

呉市体験学習施設条例施行規則（平成15年呉市教育委員会規則第11号）は、廃止する。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

松寿苑及び呉市豊ふるさと学園を廃止することに伴い、所要の規定の整備を行うため、この規則案を提出する。

